

カード情報保護対策の対象事業者の拡充について F A Q

※クレジットカード情報保護対策に関するFAQは、「クレジットカード・セキュリティガイドラインFAQ」にも掲載されておりますのでご活用ください。
 (日本クレジット協会 HP https://www.j-credit.or.jp/security/pdf/security_guideline_faq.pdf)

策定日:2021年3月5日

項番	カテゴリー	質問内容	回答	掲載日
1	全般	「カード情報保護対策の対象事業者の拡充について」に記載の対策は法的な義務として対応必須か。	<p>改正割賦販売法 35 条の 16 第 1 項 4 号から 7 号に該当する各事業者は、クレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講ずる義務があります。「クレジットカード・セキュリティガイドライン」はこの割賦販売法で求められているセキュリティ対策の義務の実務上の指針と位置付けられており、「セキュリティガイドライン」に掲げる措置又はそれと同等以上の措置を講じることが求められています。</p> <p>従いまして、新たに追加された「決済代行業者等」及び「コード決済事業者等」に該当する事業者については、今回お示した対策を講じることにより、割賦法上の必要な措置を講じていることとなります。</p> <p>なお、改正割賦販売法は令和 3 年 4 月 1 日から施行されます。</p>	3月5日
2	全般	「新たに追加される事業者」は、日本クレジット協会の協会員か非協会員かによって準拠すべきルールや義務および、違反時の罰則は異なるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・日本クレジット協会の協会員か非協会員かにかかわらず、「割賦販売法」の義務対象者となった「決済代行業者等」及び「コード決済事業者等」は、セキュリティガイドラインに掲げる措置又はそれと同等以上の措置を講じる必要があります。必要なセキュリティ対策を講じなかった場合には、割賦販売法第 35 条の 16 第 1 項違反に該当するとして、改善命令の対象となり（法第 35 条の 17）、その命令に違反した者は 100 万円以下の罰金の対象となります（法第 51 条の 6 第 5 号）。 ・上記に加えて協会員は、協会の自主ルールである「クレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者による加盟店調査等に係る自主規制規則(カード番号管理関係)」を守る義務があります。また、自主ルールを遵守いただけない場合は、協会の定款に基づき指導・勧告といった処分が課されることとなります。 ・なお、非協会の事業者については、セキュリティ対策の的確な実施、情報連携の観点から日本クレジット協会への加入をいただきたいと考えております。加入手続き、条件などにつきましては以下担当までご連絡いただきますようお願いいたします。 	3月5日

			<p>担当：【入会に関するお問合せ先】 一般社団法人日本クレジット協会 総務部 ※協会の入会案内ページの「ご入会お問合せ」フォームより お問い合わせください。 https://www.j-credit.or.jp/association/admission.html#inquiry</p>	
3	全般	<p>同一事業者が複数の号に該当する事業者はどのように考えたらいいか。それぞれの号に優劣関係はあるか。</p>	<p>同一法人が複数の号に該当する場合があります。この場合、該当するそれぞれの号の事業者として、改正割賦販売法第35条の16第1項柱書に規定する「クレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置」を講じなければならず、それぞれの号が優劣関係にあるものではありません。</p> <p>(※) 経済産業省「割賦販売法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果について」の「寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方」内のNo. 15をあわせて参照ください。 https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595120121&Mode=1</p>	3月5日
4	全般	<p>「新たに追加される事業者」には該当するものの、そもそも割賦販売法第2条第3項が規定する「包括信用購入あっせん」に関わるサービスの取り扱いはしていない。その場合も「カード情報保護対策の対象事業者の拡充について」に記載の対策は法的な義務として対応必須か。</p>	<p>クレジットカード番号等の適切な管理義務(割賦販売法35条の16第1項)は、二月払い購入あっせん(同条第2項)を業とする者も対象であり、支払期間によって法の適用対象は変わりません。例えば、クレジットカード紐づけのコード決済サービスを提供している事業者が、支払方法としてはマンスリークリアしか認めていないとしても、割賦販売法上の対象となり、セキュリティ対策を講ずる義務があります。</p>	3月5日
5	4号	<p>4号事業者で、自社で保有する機器・ネットワークにおいて、「カード情報」を「保存」「処理」「通過」しない、いわゆる非保持化(非保持と同等/相当を含む)を実現している場合にも、PCI DSSの準拠が必要か。</p>	<p>対面取引を行う4号事業者については、非保持化に加えて、「社内管理体制の整備、構築」、「委託先管理」、「セキュリティ対策」などの一定レベルの対応をもって割賦販売法が求める必要な対策が講じられるということとなります。</p> <p>また、非対面取引を行う事業者については、SAQ(自己問診)などによるPCI DSS準拠が必要となります。</p> <p>上記に記載している「対面取引」「非対面取引」における具体的な対策についてのご相談は、以下担当までご連絡いただきますようお願いいたします。</p> <p>担当：一般社団法人日本クレジット協会 セキュリティ対策推進センター メールアドレス：gykikaku2@jcredit.jp TEL：03-5643-0011</p>	3月5日

6	5号 6号	<p>「コード決済事業者等（5号事業者）」が6号事業者に業務委託をしている場合、「コード決済事業者等」は「カード情報保護に関する法的義務者」には該当するものの、「カード情報保護対策の対象事業者の拡充について」に記載のセキュリティ対策（PCIDSS）を遵守する必要があるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「コード決済事業者等(5号事業者)」はPCI DSS 準拠を遵守する必要があります。 ・「コード決済事業者等(5号事業者)」が6号事業者へ「クレジットカード番号等をその結び付けられた決済用情報により特定することができる状態で管理すること」を委託している場合には、当該委託関係を含めて、「クレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置」を講じているか否かが判断されます。また、割賦販売法 35 条の 16 第 3 項の「クレジットカード番号等取扱業者」として、「クレジットカード番号等取扱受託業者」である 6 号事業者に対して、同条第 3 項に規定する措置を講じる必要があります。（※） ・具体的な対策についてのご相談は、項番 5 記載の担当までご連絡いただきますようお願い致します。 <p>（※）経済産業省「割賦販売法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果について」の「寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方」内の No. 1 をあわせて参照ください。</p> <p>https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595120121&Mode=1</p>	3月5日
---	----------	--	---	------